


所管部課	子ども生活部 保育課	部長	榎本 豊		
件名	平成27年度東大和市民間保育園運営費補助金交付要綱の				
	一部を改正する要綱について				
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>現在、市内の保育園では、新たな保育士を確保し、児童の受入れ体制を整備しているが、先般より都市部では保育士の需給バランスが逼迫していることから十分な確保ができていない。</p> <p>このことから、さらに保育園での保育士の確保を支援し待機児童解消を図るために、以下のとおり、当該要綱の補助項目のうちの「保育士採用推進助成」の交付要件を改めることから、平成27年度要綱を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>当該要綱の補助項目のうちの「保育士採用推進助成」の交付要件を次のとおり改める。 (改正前)</p> <p>ただし、補助対象とする保育士人数は東大和市内に設置する保育所数を上限とする。 (改正後)</p> <p>ただし、補助対象とする保育士人数は東大和市内に設置する保育所数を上限とする。 なお、この上限数に達していない全設置者が平成27年度内に当該上限数まで申請しないことが見込まれる場合に、予算の範囲内で、既に上限数まで助成を受ける設置者が当該上限数を超えて助成を受けるときはこの限りでない。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>この要綱は、市長決裁日から施行し、平成27年4月1日から適用する</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>保育園での児童の受入れ体制が整備されることで、保護者は、安心して仕事と子育ての両立ができる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>平成27年第1回定例会での当初予算において、予算措置済である。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、市長決裁により要綱を制定したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。